

令和7年度

高浜市カーボンニュートラル推進支援補助金のご案内

カーボンニュートラルの推進を図るため、市内事業者向けに、使用エネルギー量の把握をし客観的な視点から削減量の見込みを立て、CO₂ 排出量削減に係る措置を講じていただくことを目的として、省エネルギー診断受診に係る費用及び省エネルギー設備等導入に係る費用に対し補助金を交付します。

対象事業者

- 高浜市内に事業所を有する中小企業者（個人、会社等）
- 市税の滞納がない者
- 暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でない者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号に該当する営業を行っていない者

補助対象事業、補助率

1 事業者につき、①、②の各事業1回のみ申請可能です。

① 省エネルギー診断受診事業（補助率：1／2 補助上限：10万円）

・ 補助金の交付申請と同一年度に受診する省エネルギー診断に係る委託費並びに有資格者への謝金及び旅費

② 省エネルギー設備導入等事業（補助率：1／2 補助上限：50万円）

※ ① 省エネルギー診断受診事業を実施した者に限る

省エネルギー設備等の導入に係る調査費及び設計費、設置費及び改修費並びに省エネルギー設備等の運搬費及び既存設備等の撤去処分費

手続きの流れ(省エネルギー診断受診事業、省エネルギー設備等導入事業共通)

①交付申請(事業者→市)

必要書類を整え、事業着手前に経済環境グループまで提出してください。

②交付決定(市→事業者)

事業内容の審査結果を、文書にて通知します。

③事業の着手(事業者)

各事業を実施します。

④実績報告(事業者→市)

必要書類をそろえて事業完了後速やかに経済環境グループまで提出してください。

⑤額確定通知(市→事業者)

実績報告が適正と認められた後、額確定通知書を送付します。

⑥補助金請求(事業者→市)

補助金請求書を提出してください。

⑦補助金支払い(市→事業者)

補助金請求書受理後、30日以内に指定の口座に振り込みます。

申請先

申請書類の受付は、高浜市役所市民部経済環境グループに持参してください。郵送での受付はできません。

問い合わせ先

〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市役所 市民部 経済環境グループ

電話:0566-95-9519(直通)

電話:0566-52-1111(内線:264)



▲高浜市公式ホームページ